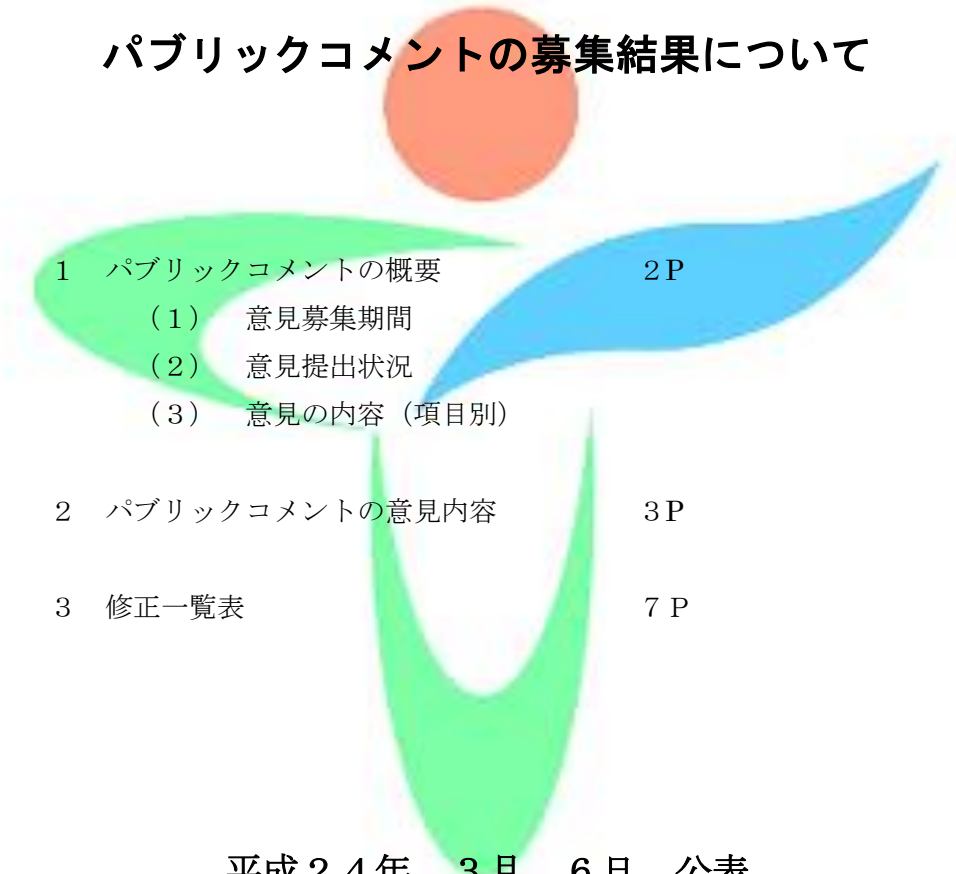


「第5期たつの市高齢者保健福祉計画及び介護保険事業計画（素案）」に関する

パブリックコメントの募集結果について

- 
- 1 パブリックコメントの概要 2P
 - (1) 意見募集期間
 - (2) 意見提出状況
 - (3) 意見の内容（項目別）
 - 2 パブリックコメントの意見内容 3P
 - 3 修正一覧表 7P

平成24年 3月 6日 公表

たつの市健康福祉部高年福祉課

「第5期たつの市高齢者保健福祉計画及び介護保険事業計画（素案）」へ提出された意見及びそれに対する考え方

「たつの市市民意見公募手続（パブリックコメント）実施要綱」に基づき、「第5期たつの市高齢者保健福祉計画及び介護保険事業計画（素案）」についての意見公募を行ったところ、市民の皆さんから貴重なご意見をお寄せいただきました。

提出いただいたご意見について、その内容とそれに対する考え方、意見を参考とした「第5期たつの市高齢者保健福祉計画及び介護保険事業計画パブリックコメント募集結果」を公表します。

なお、意見については、趣旨を損わないように要約しました。また、今回の「第5期たつの市高齢者保健福祉計画及び介護保険事業計画（素案）」と直接関係のない意見については、市の考えは示していません。

1 パブリックコメントの概要

- (1) **意見募集期間** 平成24年1月5日（木）～平成24年1月25日（水）
- (2) **意見提出状況** 6名（ファクシミリ 3名、電子メール 3名）
- (3) **意見の内容**（項目別） 下記のとおり

項目	意見の内容
計画全般について（1件）	前期計画の評価について
第1章について（1件）	計画策定の趣旨について
第4章について（15件）	施策の展開について
第5章について（1件）	介護保険事業費の見込みについて
第6章について（1件）	計画の進行管理と評価について

2 パブリックコメントの意見内容

【計画全般について（1件）】

項目	提出された市民からの意見	件数	考え方
計画全般について	前期計画の評価が記載されていないのではないか。	1	第3章第3項第3号の圏域別介護保険サービス基盤整備の状況を記載しています。また、第4章の各基本理念の中の個別事業の現状と課題の欄に平成21～23年度の実績を記載しています。

【第1章について（1件）】

計画策定の趣旨について（1P）	介護現場で働く人材確保について、介護職場で働く人は、低賃金で定着が悪いため、人材が育たない。一般企業並みの賃金と昇給率の確保が必要である。その財源として、被保険者の年齢枠を引き下げる必要がある。	1	介護保険制度の根幹をなす制度改正については、国の社会保障審議会において調査・審議され、厚生労働大臣に答申されるものです。介護人材の確保については、介護保険制度の大きな課題としてとらえられており、その対策として、平成24年度から介護職員処遇改善加算が創設されています。
-----------------	---	---	---

【第4章について（15件）】

基本理念1「安心していきいきと暮らせるまちづくり」			
「高齢者生活支援ホームヘルプサービス事業」について（41Pイ）	具体的にどう取り組むのか	1	高齢者生活支援ホームヘルプサービス事業は、介護保険制度の訪問介護事業と並行して実施している市の独自事業で、介護保険に該当しない要援護高齢者に対してサービス提供をします。
「高齢者ふれあいのつどい事業」、「当事者組織活動助成事業」について（45Pコ、47Pク）	まだまだ開催日数も少なく、民間の協力を得て活性化すべきである。	1	高齢者の交流の場づくりとしては、高齢者生きがいデイサービス事業、ミニデイサービス事業、高齢者ふれあいのつどい事業、小地域福祉活動助成事業等を実施します。また、介護者のつどいの場づくりとしては、ほっとつどいの場の外、家族介護者交流事業を実施します。

<p>「認知症対策の推進」について (52Pイ)</p>	<p>高齢者はかかりつけ医との接点が多いことから、かかりつけ医を「もの忘れ相談医」として任命し、早期発見につなげるべき。</p> <p>また、単身世帯の高齢者に対して、定期的に訪問するなどして状況把握に努めるべき。</p>	<p>1</p>	<p>かかりつけ医・認知症サポート医・専門医で認知症ケアを実施することとし、かかりつけ医については、医師会で認知症かかりつけ医対応力向上研修等を実施しており、認知症の方の診療に活かしています。</p> <p>また、在宅把握業務については、在宅介護支援センターに委託して、地域に出向き実態把握を行います。</p>
<p>「介護ボランティア支援事業」について (55Pウ)</p>	<p>必ずしも65歳以上に限定する必要はあるのか。この事業の具体的な数値を示してもらいたい。</p>	<p>1</p>	<p>65歳以上の年齢制限については、この事業は介護予防の効果を狙ったものであることから、第1号保険者(65歳以上)を対象としました。また、この事業は平成23年度からスタートした事業であり、現在20名の方が登録されています。</p>
<p>「高齢者運転免許証自主返納支援事業」について (57Pイ)</p>	<p>コミュニティバスのバス停まで遠く、利用が困難である。</p>	<p>1</p>	<p>この事業は、高齢者の足の確保とともに交通事故を防ぐために免許証返納の促進を図るために創設した事業です。家族・地域の支援や高齢者タクシー事業と合わせて利用してください。</p>
<p>基本理念3 「充実した介護サービスを適切に提供する体制づくり」</p>			
<p>「介護サービス基盤の整備」について (75Pア)</p>	<p>播磨科学公園都市に、西播磨認知症疾患医療センターと連携する介護の拠点を創ってはどうか。</p>	<p>1</p>	<p>在宅介護の拠点としては、地域包括支援センター(市役所)及びそのランチとして在宅介護支援センター(日常生活圏域ごとに1か所)を設置し、高齢者の相談窓口としています。その他、デイサービス、ホームヘルプ、ショートステイの機能を持った小規模多機能型居宅介護施設が市内7か所あり、今後その機能に看護機能を付加した複合型サービスを計画しており、地域に密着した在宅介護の拠点と考えています。</p>
<p>「介護サービス基盤の整</p>	<p>「転換」と「新設」の意味は。</p>	<p>1</p>	<p>複合型サービスについては、小規模多機能型居宅介護に訪問看</p>

備」について (75Pア)			護の機能を付加するものであるため、「転換」を「機能の付加」に変更します。新設については、新たに複合型サービスの施設を設置することです。
「介護サービス基盤の整備」について (75Pア)	「複合型施設」と「小規模多機能型居宅介護のサテライト型」とは、全く違うカテゴリーではないか。	1	このたびの制度改正で、小規模多機能型居宅介護に訪問看護の機能を付加した複合型サービスが新設されました。今後の在宅介護の機能向上を図る上において、既存の小規模多機能型居宅介護にも新たなサービスを付加する必要がある、サテライト型を併設する場合、本体施設は新たなサービスの付加を求めるものです。
「介護サービス基盤の整備」について (75Pア)	複合型施設の整備年度を事業所ごとに弾力運用できないか。	1	複合型サービスの新設については、公募による事業者決定から施設整備に1年を要すると考えています。 また、小規模多機能型居宅介護に訪問看護の機能を付加することについては、必要に応じ順次進めていきます。
「介護サービス基盤の整備」について (75Pア)	定期巡回・随時対応型訪問介護看護について、体制の整備ができ次第、実施できるのか。	1	新たなサービスであることから、整備に向けて検討し、実施可能な状況を判断して実施していきます。
「介護サービス基盤の整備」について (75Pア)	老人保健施設の増床及び新設はないのか。	1	市内施設のベッド数と市内及び市外施設への入所者数を勘案して、今計画については増床及び新設は考えていません。
基本理念4「高齢者等を地域で支えるネットワークづくり」			
「地域包括支援センターの機能強化について」(78P)	現状として、地域包括支援センターの役割が周知されておらず、また他機関との連携不足も感じる。	2	高齢者を地域で支えるネットワークづくりの要として地域包括支援センターが大きな役割を果たすものと考えており、その機能をより強化する必要がある、この中で同センターの認知度を上げるPRを実施していきます。

			また、他の機関、特に医療機関との連携は重要であり、現在協議を進めています。
「小地域福祉活動助成事業」について (81Pウ)	会場まで行けないのでは。この事業は必要か。	1	この事業は、社会福祉協議会が助成する事業で、単位自治会等小さな地域を単位とした活動で、自治会集会所等を利用して実施しています。
「高齢者見守りネットワークの構築」について (82Pイ)	地域ケア会議の活動を公表すべき。また、地域の事業者（宅配、郵便、コンビニ等）にも協力を求めるべき。	1	この会議は、個別のケース検討も行っており、個人情報保護の観点から一般に公開することができません。 会議の構成員については、高齢者支援に協力願える団体があれば、構成員拡大を検討します。

【第5章について（1件）】

「介護保険事業費の見込み」について (83～90P)	具体的な数値が記載されていない。	1	平成24年度からの介護保険報酬単価の公表がパブリックコメントに間に合わなかったことから、やむなく空欄としたものです。1月末には公表される予定であり、それに基づき積算して策定委員会に付議します。
----------------------------	------------------	---	--

【第6章について（1件）】

「計画の進行管理と評価」について (91P)	少なくとも各年度末には評価を行い、公開すべき。	1	毎年度事業終了後、決算書とともに事務事業実績報告書において、進捗状況を公表します。
------------------------	-------------------------	---	---

3 修正一覧表

※皆さんよりいただいた意見を参考に、下記のとおり修正しました。(下線箇所)

項目	修正前	修正後	修正理由
<p>「介護サービス基盤の整備」について (75Pア) ～地域密着型施設の整備について～</p>	<p>～省略～</p> <p>本計画期間におきましては、「在宅」で「医療」との連携を推進するうえでも、平成24年度から新たに導入される「複合型サービス」について、既存の小規模多機能型居宅介護からの転換及び新設について、平成25年度の基盤整備を目指すこととし、既存の小規模多機能型居宅介護から複合型サービスへの転換が行われた場合に限り、サテライト型小規模多機能型居宅介護の新設を目指します。</p> <p>また、サービス付き高齢者向け住宅等の住まいの確保と一体となった、「定期巡回・随時対応型訪問介護看護」についても整備に向けた検討を行います。</p>	<p>～省略～</p> <p>本計画期間におきましては、「在宅」で「医療」との連携を推進するうえでも、新たに導入される「複合型サービス」について、新設整備の場合は、平成25年度中のサービス提供を目指します。</p> <p>また、既存の小規模多機能型居宅介護に訪問看護機能を付加する場合についても必要に応じ順次進めたうえで、機能を付した事業所に限り、平成25年度からサテライト型小規模多機能型居宅介護の整備を行います。</p> <p>更に、「定期巡回・随時対応型訪問介護看護」についても整備に向けた検討を行います。</p>	<p>第5期において整備予定の新たなサービスについて、実施時期や整備の考え方が不明確であるため</p>